

別紙

諮問第1718号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年6月13日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるといものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる本件開示請求特定文書を特定し、当該文書は存在しないとして、本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年8月3日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年10月5日に実施機関から理由説明書を、同年11月16日に審査請求人から意見書を収受し、令和6年6月24日（第248回第一部会）から同年11月26日（第252回第一部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都電子調達システムについて

東京都電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）は、インターネットを介した入札手続、調達事務処理により、事業者や都民の負担軽減、入札プロセスの透明性、公正性の確保などの実現を目的としている。電子調達システムは、東京都が行う入札に関する情報を、インターネットを利用して提供する「入札情報サービス」、東京都が行う入札参加者の資格審査に関する事務を処理する「資格審査システム」及び東京都が行う入札に関する事務を処理する「電子入札システム」から構成されている。

イ 本件開示請求に係る公文書の特定について

実施機関は、本件開示請求に対し、総務局総務部情報公開課職員が開示請求者に令和5年6月8日に電話で確認し作成した確認書の記載に基づき、本件開示請求特定文書を特定した。

これに対し、審査請求人は審査請求書等において、本件開示請求は東京都が保有する電磁的記録文書において請求項目の一部又は全部が特定できるものが存在すれば、その開示を求めるものであるとした上で、開示請求書では開示請求をするデータの項目や期間を限定するために「東京都入札情報サービスの」という文言を使用したにすぎず、請求範囲を「東京都入札情報サービス内」のみに限定する意図はなかったとして、審査請求人の開示を求める請求範囲と実施機関による特定の範囲には大きな齟齬があると主張する。

そこで審査会は、双方の意見を踏まえ、本件開示請求に係る公文書については、入札情報サービスのみに限定せず、東京都が保有する電磁的記録文書について、検討することとする。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

（ア）電子調達システムのデータ（対象データ及び元データ）について

実施機関によると、電子調達システムの入札情報サービスで、「入札結果一覧検索」の画面で条件を入力し検索したときに表示される「入札結果一覧」及び同画面の件名をクリックして表示される「入札経過調書」のデータ（以下「対象データ」という。）は、一時的に画面に表示されるもので、電子調達システム内に

保存されない仕組みとなっている。また、電子調達システム内に蓄積されたデータ（以下「元データ」という。）にプログラム処理を施さなければ、対象データとして内容を認識できるものとはならない。さらに、電子調達システム上、元データにプログラム処理が行われるのは、公表期間内の案件のみとなっている。同システムにおける公表期間については、東京都の基準として定めた「入札契約制度改革の本格実施」により実施する具体策に係る基本的な取扱いについて」（平成30年5月23日付30財経総第345号財務局長通知。以下「財務局長通知」という。）における、翌年度末までとの規定のとおりであり、契約案件ごとに入力されている。これらのことから、実施機関は、同システムによる公表期間を過ぎた対象データは、業務上の必要がないことから作成しておらず、本件開示請求に係る公文書は存在しないとして、本件不開示決定を行ったと説明する。

これに対し、審査請求人は、そもそも開示請求で求めているのは対象データだけではないとして、元データについても条例2条2項に規定する実施機関の職員が職務上取得した電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであるから、元データが存在する以上、プログラム処理の実施の可否にかかわらず、公文書は存在するのであり、公文書の不存在は不開示の理由にならないと主張する。

a 電子調達システムのデータ（対象データ及び元データ）の公文書該当性について

条例2条2項では、「公文書」の定義について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう旨を定めている。

電子調達システムのデータについては、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した電磁的記録であり、公文書に該当する。

b 電子調達システムのデータ（対象データ及び元データ）の不開示について

(a) 対象データの不開示について

審査会が実施機関に確認したところ、対象データは、電子調達システムの入札情報サービスで、「入札結果一覧検索」の画面に条件を入力し検索ボタンをクリックする都度、元データに施されるプログラム処理により作成されるデータ等であり、公表用に一時的に画面に表示されるもので、表示された対象データは同システム内に保存されない仕組みとなっている。さらに、契約手続業務においては、入札経過調書を出力した紙媒体文書を保存しているため、対象データは公表期間内のみ、検索の都度プログラム処理により作成され、公表期間後の対象データは作成する必要がないとの実施機関の説明は首肯できるものである。したがって、本件開示請求の対象となっている契約は、すでに公表期間外であり、プログラム処理がなされず、対象データは作成されないため、同データは存在しないと認められる。

(b) 元データの不開示について

元データについて、審査会が実施機関に確認したところ、以下のように説明する。

元データは、電子調達システムに保存されている状態では、判読不能な膨大な数値、記号等の羅列となっており、記録されている情報が何を意味するのか判別すること又は特定の情報がどこにあるのかを検索することが困難である。さらに、元データには、電子調達システムに蓄積された全ての情報が含まれており、この中には、物品の予定価格等の不開示情報が含まれている。

元データから人の知覚によって認識することのできる対象データを作成するには、電子調達システムに精通したシステムエンジニア等に依頼する必要がある。しかし、膨大なデータ処理が必要であることから、プログラム設計、テスト等により、少なくとも3週間以上を要する作業が必要と見込まれるほか、膨大なデータ処理に伴い、電子調達システムの挙動などに影響が生じ、適切に入札・契約手続が実施されない可能性があり、同システムを数日間停止する必要がある。電子調達システムは、事業者等が入札に参加するための資格申請・変更、入札情報の閲覧、入札への参加・入札等のほか、契約情報の閲覧を行うものであり、同システムのホームページへの1日のアクセス数は5万～7万件、入札参加資格保有者は約2万事業者、更に年間契約数は約

8万件ある。同システムが停止すれば、これを使用している手続等が全て止まることとなるため、防災・防犯や施設維持など一日の遅延も許されないような契約手続が停止することにもなり得るほか、契約が必要な都の様々な事業の遅延が想定され、その影響は甚大なものである。

以上の説明を踏まえ、審査会が検討するに、判読不能な膨大な数値、記号等の羅列となっている元データを開示に供するには、その内容を把握できる判読可能なデータ（以下「判読可能データ」という。）を作成しなければならない。電子調達システムにおいては、公表期間経過後の元データに対し、請求者が求める項目について、判読可能データを作成し、それを取り出すためのプログラムは実装されておらず、これを行うには、実施機関の説明のとおり、膨大なデータ処理が必要であって、当該処理に伴い、同システムの挙動などに影響が生じ、適切に入札・契約手続が実施されない可能性がある。このため、専門の知識、技術を持った者と委託契約の上、相応の時間と手間や費用をかけて作業を行う必要があるほか、原則365日24時間稼働している電子調達システムを一定期間停止する必要がある等、東京都の契約事務に与える影響は甚大であることが認められる。

このことから、元データから判読可能データを作成することは、極めて困難であり現実的でないことから、開示に供することのできる元データは、存在しないのと同等と評価し得るものである。

なお、東京都情報公開条例施行規則（平成11年東京都規則第229号）3条2項に「写しの交付に際してプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の作成その他の特別の処理を必要とする場合には、当該処理に要する費用を徴収する」との規定があるが、審査会が当該規定の制定、改正経緯等を確認したところ、ここにいう「プログラムの作成その他の特別の処理」とは他の媒体へ複写するために必要な処理と解され、本件における元データから判読可能データを作成するような処理を想定しているものではない。

- (イ) 電子調達システムのデータ（対象データ及び元データ）以外の文書について
審査会が確認したところ、入札経過調書については、東京都契約事務規則（昭

和39年東京都規則第125号) 23条により作成及び保存することとなっているが、実務上、契約担当者が電子調達システムに入力した元データから、プログラム処理により表示され、出力された紙媒体を使用している。また、財務局長通知によると、特例起案帳票で処理する案件を除き、東京都が締結する全ての契約案件については入札経過調書等を公表することとなっており、その公表方法は電子調達システム及び各契約部署における閲覧による公表と規定されている。閲覧による公表は電子調達システムへの登録により出力される様式により行う。

以上により、入札情報サービスのデータ以外の文書はいずれも紙媒体であるため、電磁的記録文書は存在しないと認められる。

以上のことから、本件開示請求に係る公文書のうち、東京都が保有する電磁的記録文書については、不存在と認定した対象データのほか、元データについても、そこから判読可能な公文書を作成することは極めて困難であり、現実的でなく、開示に供することのできる当該公文書は存在しないのと同等と評価し得るものであるから、不存在を理由とする本件不開示決定を取り消す実質的な意味はなく、本件開示請求に対し、実施機関が行った本件不開示決定は、結論において、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件開示請求

| 開示請求に係る公文書の件名又は内容 |
|--|
| <p>東京都が 2010 年度から 2018 年度の間一般又は指名競争入札で発注したすべての工事及び工事関連委託業務についてと、2010 年度から 2022 年度の間一般又は指名競争入札で発注した調達契約のうち、工事及び工事関連委託業務を除くすべての契約（物品購入、賃貸借、並びに工事関連以外の委託業務等）について、東京都入札情報サービスの入札結果一覧検索において公開するすべての項目（契約部署、起工部署及び開札日等）と、そのそれぞれの件名について落札者情報（（契約部署や落札者住所等）及び入札経過情報（入札者氏名、入札金額（税抜））等）として公表するすべての項目。ただし公表通知書の PDF 及びハッシュ値は不要。要約すれば、昨年度分までしかさかのぼって検索できない東京都入札情報サービスの入札結果一覧のより古い分のデータの開示を希望します。</p> |

別表2 本件開示請求特定文書

| 本件開示請求特定文書 |
|---|
| <p>東京都電子調達システムの入札情報サービスで、平成 22 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに発注した工事又は工事関連業務委託及び平成 22 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに発注した工事又は工事関連業務委託案件を除く全ての契約を入札結果一覧の画面から検索したときに表示される入札結果一覧及び同画面からクリックして表示される入札経過調書のデータ（紙文書及び PDF データを除く。）</p> |